

令和 8 年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 10 日 8 こ保発第 12616 号 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、食材料費を含む物価高騰等に直面する保育所等に対し、当該物価高騰等に対応するための費用に充てるために補助金を交付することにより、保育所等が提供する良質かつ安定した保育サービスを維持することを目的とする。

(補助対象施設・事業所)

第 2 条 この要綱の補助対象施設・事業所は、次に掲げる区内の施設・事業所とする。

(1) 私立認可保育所

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 35 条第 4 項の規定により東京都知事が認可した施設

(2) 小規模保育事業所

大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日付け 28 こ保発第 11367 号）に規定する小規模保育事業を実施する事業所

(3) 事業所内保育事業所

大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

(4) 東京都認証保育所

大田区認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 9 月 21 日付け 児保発第 1036 号）に規定する認証保育所事業を実施する施設

(5) 認可外保育施設

児福法第 59 条の 2 の規定に基づく届出を行っている施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）であり、次に掲げる事項を全て満たしている施設

ア 指導監督基準を満たす旨の証明書を有し、補助対象期間内に指導監督基準適合について自己点検を実施し、区長に実施結果を提出していること。

イ 開設月数（月 10 日以上児童の預かりをしている月数とする。）が 3 か月以上であること。

(6) 定期利用保育事業所

大田区一時保育事業実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 こ保発第 13297 号）に規定する定期利用保育事業を実施する事業所

(7) 乳児等通園支援事業を実施する事業所

大田区乳児等通園支援事業の実施及び認可等事務取扱要綱（令和 7 年 11 月 13 日付け 7 こ子発第 12740 号）に基づく事業を実施する事業所

(8) 多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施する事業所

大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和 5 年 11 月 28 日付け 5 こ保発第 14234 号）に基づく事業を実施する事業所

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助対象者は、前条に規定する補助対象施設・事業所を運営する者（以下「保育事業者」という。）とする。ただし、保育事業者が物価高騰等を理由とする保育料その他の保護者が負担する費用の引上げを行っている場合には、補助対象者とししない。

（補助事業）

第4条 補助事業は、補助対象施設・事業所を運営する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次条に定める補助対象期間において、保育事業者が支払う食材料費（食材及び食品に要した費用のことをいう。以下同じ。）とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、別表に定める基準額を基に算定し、当該基準額と前条の期間内に支出した補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額とする。

（補助条件）

第8条 区長は、補助金の交付に当たって、別記の補助条件を付すものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする保育事業者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、適当と認める場合は交付を決定し、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を、不適当と認める場合は不交付を決定し、その理由を付した文書を申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（変更交付申請）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第9条に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、区長が別に定める期日までに、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第12条 区長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、適当と認める場合は変更交付を決定し、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定後、区長が別に定める期日までに、令和8年度下期

大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付請求書（別記第 5 号様式）に必要な書類を添えて、補助金を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 区長は、補助事業者から前条の請求があった場合において、審査の上、適当と認めるときは速やかに前金払いにて補助金を交付するものとする。

（補助事業の遂行命令）

第15条 区長は、補助事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し補助事業の一時停止を命じることができる。

（事業実績報告）

第16条 この要綱に定める補助事業を実施した補助事業者は、事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 区長は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度下期大田区保育所等物価高騰緊急対策事業補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第18条 区長は、前条による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることがある。

2 第16条による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

（決定の取消し）

第19条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1） 偽り或其他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の目的に使用したとき。

（3） その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第20条 区長は、前条又は別記1により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期

限を定めて、補助事業者に対しその返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定は、第17条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第22条 前条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(雑則)

第24条 補助金の交付に関して、この要綱に定めるもののほか、大田区補助金等交付規則（平成26年規則第27号）に定めるところによるとともに、その他必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則（令和8年9月10日8こ保発第12616号）

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。